

# 兵庫県公報

令和4年11月1日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 病院局管理規程                             | ページ |
| ○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 ..... | 1   |

## 病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年11月1日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

### 兵庫県病院局管理規程第13号

#### 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の7項を加える。

（看護職員等の処遇改善のための初任給調整手当の特例）

- 33 当分の間、県立病院に勤務する職員（再任用職員を除く。）及び第2号会計年度任用職員（以下この項において「病院勤務職員等」という。）のうち、次の各号に掲げる職にある者に対して初任給調整手当を支給する。この場合において、第11条の規定は適用しない。
- (1) 看護職給料表の適用を受ける病院勤務職員等の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるもの（次号に掲げるものを除く。）
  - (2) 看護職給料表級別職務区分表の県立病院又は附属診療所の項4級の欄に掲げる職のうち看護師長又は課長の職
  - (3) 技能労務職給料表の適用を受ける病院勤務職員等のうち看護業務に準ずる業務に従事し、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が定めるもの
- 34 前項に規定する手当の額は、同項第1号及び第3号に掲げる職にある者については月額10,000円（令和4年11月にあっては、月額20,000円）、同項第2号に掲げる職にある者については月額35,000円（令和4年11月にあっては、月額70,000円）とし、給料の支給方法に準じて支給するものとする。  
（看護職員等の処遇改善のための第1号会計年度任用職員の初任給調整手当の特例）
- 35 当分の間、県立病院に勤務する第1号会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げる職にあるものに対して初任給調整手当を支給する。この場合において、第57条の規定は適用しない。
- (1) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に看護職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、附則第33項第1号に掲げる職に相当するもの
  - (2) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に技能労務職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、附則第33項第3号に掲げる職に相当するもの
- 36 前項の初任給調整手当は、第57条第3項から第5項までの規定に準じて支給する。  
（看護職員等の処遇改善のための再任用職員の特殊勤務手当の特例）
- 37 当分の間、県立病院に勤務する再任用職員のうち、次の各号に掲げる者に対して再任用看護職員等勤務手当を支給する。
- (1) 看護職給料表の適用を受け、かつ、救急医療その他の管理者が指定する業務に従事する者（次号に掲げるものを除く。）
  - (2) 看護職給料表級別職務区分表の県立病院又は附属診療所の項4級の欄に掲げる職のうち看護師長の職にある者

38 前項に規定する手当の額は、同項第1号に掲げる者については10,000円（令和4年11月にあつては、月額20,000円）、同項第2号に掲げる者については月額35,000円（令和4年11月にあつては、月額70,000円）とする。

39 附則第37項に規定する手当の支給については、第18条に規定する特殊勤務手当のうち月額でその額が定められている手当（第21条第3項に規定する放射線作業手当を除く。）の支給の例による。

附 則

この管理規程は、令和4年11月1日から施行する。